

令和4年仙審第21号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 3人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年5月7日06時30分

新潟港

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	モーターボートB
総トン数		15トン	1.5トン
全長		22.68メートル	7.13メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		773キロワット	51キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部左舷側に舵輪、舵輪前方に磁気コンパス及び機関遠隔操縦装置、前部右舷側の棚の上段にレーダー2台、中段にスキャニングソナー及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、下段に潮流計及びGPSプロッター、舵輪後方に椅子をそれぞれ備えた小型いか釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.1メートルの喫水をもって、令和4年5月4日22時00分新潟港を発し、能登半島東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、前示漁場に到着して操業を行ったものの、漁獲が思わしくなかったことから、新潟県椎谷鼻西方沖合の漁場に移動し、翌々6日日没から操業を始め、翌7日02時30分操業を終えて帰途に就いた。

a受審人は、乗組員2人を船室で休ませ、椅子に腰を掛けて操船に当たり、2台のレーダーをいずれもノースアップ表示とし、1.5海里レンジ及び0.5海里レンジでそれぞれ作動させて椎谷鼻西方沖合を北上し、04時58分僅か前新潟港西区第2西防波堤灯台（以下「新潟西灯台」という。）から235度（真方位、以下同じ。）15.2海里的の地点で、針路を054度に定めて自動操舵とし、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、06時28分僅か前新潟西灯台から283度600メートルの地点に至ったとき、新潟港の第2西防波堤（以下「第2西防波堤」という。）先端に接近してきたので、椅子から立ち上がり、右舷船首方に視認した2隻ないし3隻の漂泊中の釣り船に注意を払いながら自動操舵の針路設定ダイヤルを操作して右回頭を開始した。

a 受審人は、緩やかに右回頭しながら続航し、06時29分新潟西灯台から310度320メートルの地点に達し、船首が102度を向いたとき、右舷船首21度300メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首をほぼ風上に向けて移動しないことから錨泊中であることが分かり、その後Bに向かって緩やかに右回頭しながら衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、視認した釣り船に気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく進行し、06時30分新潟西灯台から002.5度40メートルの地点において、Aは、船首が144度を向いたとき、原速力で、その船首がBの右舷中央部に後方から70度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮侯は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に風防のある操縦スタンドを設け、汽笛及び魚群探知機兼用のGPSプロッターを装備したFRP製プレジャーモーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日04時10分新潟市に所在する信濃川の係留地を発し、第2西防波堤先端付近の釣り場に向かった。

b受審人は、04時30分前示釣り場に到着し、衝突地点付近で、底質が砂泥の水深約18メートルの海底に重さ約5 kilogramsのダンフォース型アンカーを投じ、同アンカーに接続した長さ約1メートルのステンレス製錨鎖につないだ直径16ミリメートル長さ200メートルの合成繊維製錨索を約25メートル伸出して船首のクリートに係止し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示することなく、船首を南方に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

b受審人は、左舷側に1本、右舷側に2本の釣りざおを出し、左舷側に腰を掛けて釣りを始め、06時29分衝突地点で、船首が214度を向いていたとき、右舷船首89度300メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向かって緩やかに右回頭しながら衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、平素、入航する船舶は防波堤から離れて航行していくことから、第2西防波堤先端付近で錨泊していれば支障ないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、06時29分半右舷至近に迫ったAを認め、汽笛を吹鳴したものの、効なく、Bは、船首が214度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じたものの、のち修理され、Bは、右舷中央部外板に亀裂等を生じ、b受審人が右第4肋骨亀裂骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される新潟港において、航行中のAと釣りをを行うために錨泊中のBとが衝突したもので、港則法の適用について検討す

る。

Bが第2西防波堤先端北方沖合約40メートルの地点で錨泊して釣りを行っていたものの、Bが錨泊していた地点の周囲には十分な可航水域があり、船舶交通の妨げになっていたとは認められず、また、同船が行っていた釣りが同沖合の船舶交通の妨げになっていたとは認められないことから、港則法第8条係留等の制限及び同法第35条漁ろうの制限の適用はない。

港則法には、本件に適用することができる他の規定がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）を適用することとなる。

予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、本件は、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、新潟港において、入航中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、新潟港において、入航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、視認した釣り船に気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けずまま進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、新潟港において、釣りをを行うため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、平素、入航する船舶は防波堤から離れて航行していくことから、第2西防波堤先端付近で錨泊していれば支障ないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向かって緩やかに右回頭しながら衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船に対して注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自ら負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月7日

仙台地方海難審判所

審判長 審判官 植 松 正

審判官 大 北 直 明

審判官 丸 田 稔